

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	寝屋川市 介護保険に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和7年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護（要支援）を認定するに当たり、住基情報、税情報、年金情報、介護サービス利用状況等をもとに、支給要件、支給額、保険料額、要介護（要支援）認定等について審査を行い、支給、賦課、徴収及び認定を行う。
③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表、第100項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）の表の131、132の項 【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）の表の2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢介護室
②所属長の役職名	高齢介護室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部高齢介護室 〒572-8566 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0372
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員全員が特定個人情報に係る研修を受講している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員全員が特定個人情報に係る研修を受講している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	I 関連情報 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の68の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条）	番号法 第9条第1項、別表、第100項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条	事前	
令和7年2月13日	I 関連情報 4の②	番号法第19条第8号【照会】別表第二の93、94の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条）【提供】別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、3条、6条、19条、30条、33条、43条、44条、47条）	番号法 第19条第8号 【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）の表の131、132の項 【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）の表の2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項	事前	
令和7年2月13日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		「十分である」 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員全員が特定個人情報に係る研修を受講している。	事前	
令和7年2月13日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発 「十分である」 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員全員が特定個人情報に係る研修を受講している。	事前	